大阪府は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者に対する処分を行いましたので、お知らせします。

１　対象事業者

1. 法人名　株式会社Ｒケアサービス
2. 代表者　代表取締役　吉田　一成
3. 所在地　大阪狭山市西山台二丁目13番10号

２　対象事業所名及び所在地

1. 事業所名　　ウキウキあ～る
2. 所在地　　大阪狭山市西山台二丁目13番10号西側1階
3. サービス種別　　児童発達支援・放課後等デイサービス

３　処分日年月日

　令和３年８月３１日（火曜日）

４　処分の内容

　指定の全部効力の停止

　令和３年９月２８日から３か月間

５　処分の理由

不正請求

　元管理者は、「児童指導員等加配加算Ⅰ」の「理学療法士等」の職員を配置できていないことを知りながら、当該加算を不正に請求し、受領していたことは、児童福祉法第21条の5の24第1項第5号に該当するため。